

福島 12 市町村における関係人口拡大に向けた連続講座事業 仕様書

1. 委託業務の名称

福島 12 市町村における関係人口拡大に向けた連続講座事業

2. 業務の目的及び概要

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から 15 年が経過したが、特に甚大な被害を受けた福島県内 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村：以下、「12 市町村」という。）では、未だ帰還できていない事業者と住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

そのため、12 市町村の活力形成に向けて、事業再開及び帰還促進と並行して、将来的な起業や移住・定住の拡大を視野に、主に首都圏から関係人口を拡大し、地域内外の様々な視点で新たなまちづくりを進めていくことが重要であるとの考えのもと、2022 年度から首都圏在住者等を対象とした関係人口の創出・拡大を目的として本事業を実施している。それにより、講座受講生が中心となったコミュニティが形成され、講座修了後も継続的に 12 市町村を訪問するなど、関係人口創出・拡大として一定の成果は得られているところであるが、コミュニティの更なる強化・拡大並びに地域コミュニティとの関係性の深化を探究していく必要があると考えられる。

上記を踏まえ、12 市町村に関わる関係人口の創出・拡大及び関係人口間のコミュニティ形成、並びに関係人口コミュニティと地域コミュニティとの関係性の深化を目的として、首都圏在住者等を対象とした 12 市町村との関わり方や継続的な関係強化に向けた連続講座を実施する。

3. 業務内容

受託者は、上記の目的を踏まえた上で、本事業がより効果的な取り組みとなるよう工夫し、以下（１）～（３）を実施すること。

（１）連続講座の企画・運営

関係人口の創出・拡大に向けて、12 市町村の地域資源や地域課題等を踏まえたテーマを設定した上で、受講者の募集・選定を行う。受講者の選定後、首都圏及び 12 市町村において、当該テーマに沿った関係人口の創出・拡大に資する連続講座を企画・運営する。

なお、実施においては、次のア～キの要件に従うこととする。

ア テーマ設定

受託者は、各回の講座ごとに 12 市町村の地域資源や地域課題を踏まえた講座テーマを設定すること。テーマの設定にあたっては、事前に委託者と十分に協議を行うこと。

イ 講座受講者の募集活動

受託者は、本講座への参加を通じて自身と 12 市町村との関わりを深め、12 市町村に継続的に関わる「関係人口」となり得る講座受講者を募集すること。なお、募集活動の手法（事前説明会の開催や専用 WEB ページ及び SNS 告知等）については受託者に委ねることとするが、事前に委託者と十分に協議を行うこと。

なお、事前説明会を実施する場合でも当該説明会は下記エにおける講座の回数に含まないものとする。

ウ 受講者の選定

上記イにおける受講者の募集活動を行った上で、受講者の選定を行うこと。受講者は、主に首都圏に在住する社会人等とし、15 名程度とする。受講者の選定にあたっては、事前に委託者と十分に協議を行うこと。

また、受講者とは別に、受講者と 12 市町村との関係を、12 市町村の情報を教える側（地域側）と教えられる側（関係人口側）といった非対称な構図にせず、受講者が 12 市町村の暮らしや地域コミュニティに溶け込むことで関係人口化の確度を向上させることを目的に主に 12 市町で活動しているキーパーソン等を対象に 3 名程度をフィールドパートナーとして講座に参加させること。なお、フィールドパートナーには適切な謝金を支払うこととし、選定にあたっては事前に委託者と十分に協議を行うこと。

エ 連続講座の企画・運営

連続講座を計 4 回以上開催すること。うち最低 1 回は現地にて宿泊を伴うフィールドワークを実施することとし、残りは東京都 23 区内において座学にて実施すること。最終講座では、それまでの講座での受講を通じて受講者が自ら考えた今後の 12 市町村との関わり方の宣言等、受講者が講座終了後も 12 市町村との継続的な関係性を意識できるような講座の構成を検討し提案を行うこと。なお、フィールドワーク及び東京都 23 区内における座学の内容については、委託者と協議のうえ決定すること。

各回の講座における内容については、委託者と十分に協議の上で決定することとするが、基本的には、座学やフィールドワークを通じて受講者が 12 市町村に関する理解を深め、今後の 12 市町村との「関わりしろ」を自ら見出し、講座修了後も受講者が 12 市町村に関わり続けるような効果を狙ったものとする。なお、講座の体制としては、全体を通して関係人口の創出・拡大に精通した者をメイン講師とした上で、12 市町村の地域資源や地域課題に詳しい地域のキーパーソン 1 名程度をメンターとし、各回の講座において必要に応じて 1 名程度のゲストスピーカーを加えても差し支えない。

なお、メイン講師、メンター、ゲストスピーカーの選定においては事前に委託者と十分に協議を行うこと。

オ 情報発信

本事業の受講者以外でローカルでの地域づくりに関心の高い層の 12 市町村への関心を惹起させることを目的とし、当該層に対して WEB メディアや SNS 等を活用した上で、本事業の実施状況（講座内容や受講者の活動状況）に関する情報発信を行うこと。具体的な内容については、効果的な発信となるよう工夫するとともに事前に委託者と十分に協議を行うこと。

カ 報告書の作成

全ての講座を終了した後に受講者を対象としたアンケートを実施した上で、その結果を踏まえた上で本事業の効果等を分析した報告書を作成すること。

キ 過年度受講者への関わりしらの提供

過年度に実施した本事業の受講者が、事業終了後も 12 市町村への関心を高く持ち続け、多様な形で 12 市町村との関与が続くことやコミュニティの拡大を目的に、本事業や 12 市町村で開催されるイベントの情報発信、講座への参加等の関わりしらの提供を行うこと。

(2) 関係人口のネットワーク強化に向けた交流会の企画・運営

上記（1）エの全ての講座を終了した後、本事業の実施を通じて確立した関係人口コミュニティの更なる発展や、本事業内に限らない関係人口コミュニティの多層的・重層的創出・拡大を目的とし、本事業の受講生並びに委託者が他に実施している関係人口創出・拡大に資する事業への参加者や地域住民等を対象とした交流会を企画・運営すること。

交流会の開催場所、開催日時、内容、参加人数等については、委託者と十分に協議の上で決定することとするが、参加者は 50 名程度を想定し、各事業における参加者の活動状況の共有や各事業を通して感じた 12 市町村との関わり方などについて発表する場を設定する等、12 市町村の関係人口ネットワークの拡大・強化に資する内容とすること。なお、委託者は、本交流会の企画・運営を本事業の受講者が中心となって行うよう懇請するとともに十分に受講者を支援すること。

(3) 事業報告

本事業の業務終了後、本事業に関する報告会を実施すること。開催時期等は以下の通り。

- ✓ 時 期：本事業の業務が終了次第
- ✓ 場 所：福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 会議室

※対面での実施を原則とする。

※場所については委託者と協議のうえ変更可能とする。

4. 進捗報告

(1) 定例報告

受託者は、定期的に受託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する。打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

(2) 随時報告

受託者は、定例報告の他、委託者からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

5. 業務内容に係る留意事項

(1) 講座テーマについては、委託者と十分に協議を行い、当該地域の現状を踏まえたテーマを設定すること。

(2) 連続講座以外の受講生の自主的な集まりなど、SNS等のツールを使って受講上のフォローを可能な限り実施すること。

(3) 講座参加費については有料とし、適当な金額を設定すること。

(4) 本事業により構築したネットワークについては、委託期間中及び委託期間終了後に、委託者が活用できるものとする。

6. 履行期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

7. 締結後の提出書類・納入物

(1) 業務報告書（電子データ）

(2) その他委託者が必要と認める書類

8. 委託業務の基本方針

(1) すべての業務を実施するにあたり、委託者と十分に協議すること。

(2) 本事業と相乗効果の期待される既存の事業（委託者のほか福島県、12 市町村の自治体及びその他関係機関の実施する事業）と連携・調整を実施すること。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を

講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(5) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(6) 疑義に関する協議等

疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

以上